

## 第48回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和3年1月22日 金曜日 午後1時30分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 伊藤 松雄

(2) 議事事項

- ① 知事許可漁業の更新について（県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）他）  
i 県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可の割当隻数について  
ii 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）  
iii 許可等の取扱方針の制定について

② 遊休許可制度の漁業法改正への対応について

③ 竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示について

④ 12月の許認可実績について

⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年1月13日

### 3. 出席者

出席委員（11名）

|    |       |      |       |
|----|-------|------|-------|
| 会長 | 伊藤 松雄 | 会長代理 | 釜親 一雄 |
| 委員 | 志幸 松栄 | 委員   | 勝木 省司 |
| 〃  | 北橋 行夫 | 〃    | 中村 浩二 |
| 〃  | 坂下 優  | 〃    | 中村 明子 |
| 〃  | 新谷 栄作 | 〃    | 西崎 松雄 |
| 〃  | 土倉 修  |      |       |

欠席委員（4名）

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 委員 | 中谷 英明 | 委員 | 稲村 幸雄 |
| 〃  | 杉野 哲也 | 〃  | 小川 英樹 |

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、島田主任技師、原田技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 知事許可漁業の更新について（県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）他）

- ① 県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可の割当隻数について  
水産課からの説明を受け、各道県に対する入漁許可の割当隻数を決定した。  
(資料1参照)

- ② 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について  
(諮問・答申)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。(資料2参照)

- ③ 許可等の取扱方針の制定について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。  
(資料3-1～3-4参照)

- (2) 遊休許可制度の漁業法改正への対応について  
水産課からの説明を了承した。 (資料4参照)
- (3) 竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示について  
事務局からの説明を受け、事務局案のとおり委員会指示の発動を承認した。  
(資料5参照)
- (4) 12月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。 (資料6参照)
- (5) その他

6. 委員会終了時間 午後2時35分

第 48 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第 48 回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
本日は、中谷委員、杉野委員、小川委員、稲村委員から欠席の連絡を受けております。  
それでは、開会にあたり、伊藤会長からご挨拶をお願いします。
- 伊 藤 会 長 | 皆様、あけましておめでとうございます。  
今期の委員会は、3月までで残すところ3回になりました。世間はコロナ禍の話題ばかりですが、コロナに気を付けて残り3回の委員会を無事に終えたいと思います。それでは、委員会を始めましょう。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございました。  
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。  
最初に次第、次に資料-1「県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可について」、資料-2「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料3-1「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（県外船）」、資料3-2「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県外船）」、資料3-3「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網漁業）の許可等の取扱方針」、資料3-4「小型定置網漁業（七尾南湾）の許可等の取扱方針」、資料-4「遊休許可制度の漁業法改正への対応について」、資料-5「竿釣り及び手釣りによる水産動物の採捕制限に係る委員会指示について」、資料-6「12月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。  
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。  
それでは伊藤会長、議事の進行をお願いします。
- 伊 藤 会 長 | 本日の議事録署名人を「坂下委員」と「中村浩二委員」にお願いします。
- [両委員了承]
- 伊 藤 会 長 | それでは、議題1の「知事許可漁業の更新」について、①県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可の割当隻数について、水産課より説明をお願いします。
- 原 田 技 師 | 水産課の原田です。  
それでは、1ページの資料1に沿って説明させていただきます。  
県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の許可について、毎年、北は北海道から南は長崎県までの各道県から、小型いか釣り漁船を受け入れておりますけれども、その各道県別の割当隻数について

ては、当委員会の意見を聴いて決定しております。

まず、1の割当隻数の決定ですけれども、この許可は他道県に住所を有する者の本県沖合への入漁許可でございます。漁期前にあらかじめ各道県に対して、今年の入漁希望隻数を照会しております。その結果は下の表に書いてあるとおりでございます。

この結果について、当委員会の意見を受けて決定することといたします。

2の令和3年漁期の入漁希望隻数の照会結果については、表のところで見ますと、△が割当隻数の減った県で、北海道で4件、青森県で3件、鳥取県で1件、それぞれ減少したのですけれども、他県におきましては、ここ数年、石川県沖合での漁場の形成が良かったということもありまして、いくつかの県で希望隻数が増えております。差引きで3隻の増加ということで、昨年度の割当隻数は276隻でしたけれども、令和3年漁期の割当希望隻数は279隻となっております。

3の令和3年漁期の割当隻数（案）ですけれども、これは、許可等の取扱方針、正式には後程の議事で、改正した取扱方針の中で策定することになりますけれども、この許可隻数の上限は380隻となっております。この許可隻数の上限を超えておりませんので、各道県の希望隻数どおり279隻を、それぞれ希望どおり割当てることとしたいと考えております。

今回より改正漁業法の規定により変わる内容としましては、これまでは許可枠に対する余剰の件数につきましては、調整枠とさせていただきます。許可の希望が出てきましたら、随時許可をしても良いということで、水産課の方で取り扱わせていただいていたが、今回からの許可制度の見直しに伴いまして、許可の申請期間として1ヶ月から2ヶ月程度の期間を定めることになっておりまして、申請期間が限定されることとなりました。

今回の県外船の小型いか釣り漁業（するめいか）の申請期間は、後程、詳しく説明しますが2月1日から3月31日までといたしますので、それ以外の期間につきましては、許可申請は受け付けることができないということです。これまでの調整枠というのは、自動的になくなるという形になります。

どうしても期間外に受けたいという方につきましては、要望が道県から出てきた場合に、また再度、当委員会の意見を伺いまして、新たに枠を設定して、もう一度許可の申請を受け付けるということになります。

なお、代船建造などの都合により、漁期の途中にならないと許可の申請が出来ないという場合につきましては、あらかじめ起業の認可を申請期間中に受け付けることで、それに基づいた申請が出来ますので、その旨、各道県には通知いたしまして、出来る限り不都合のないように運用したいと考えております。

説明としては以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

伊 藤 会 長

はい。ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長

質問等、無いようですので、それでは、各道県に対する入漁許可の割当隻数については、この内容のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長

はい。では、このように決定します。

次に、議題1の②制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

あわせて、③許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大 内 局 次 長

[ 諮問文の朗読 ]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師

水産課の島田です。

ただいま、事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。資料2の3ページ、4ページをご覧ください。また、資料3-1から3-4に続きます許可の取扱方針、こちらについてもあわせてみていただいて、説明の方を聞いていただければと思います。

前回と同様ですが、漁業法及び漁業調整規則の改正に伴い、許可の運用が変わっています。毎回のように、許可の更新を迎えるにあたりまして、このような制限措置を公示して、それに基づき許可申請をします。

なお、取扱方針については、これまでの内容と同じですけれども、新たな許可の運用に合わせるように作り直しています。

今回、許可の更新を迎える漁業種類の制限措置等については、3ページ目にあります。先程、お諮りいただいた県外の小型いか釣り漁業（するめいか）についてですが、これについては許可期間が5月1日からとなり、各道県からの申請をいただく必要があることから早めに案内をかけるので、北海道から長崎県までの隻数を割り当てまして、操業区域、漁業を営む者の資格、北海道から長崎県まで漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者を記載しております。

次に、小型いか釣り漁業（あかいか）県外とありますけれども、こちらも同様に、5月1日からの許可になり、福井県の方に5隻許可しているのです。県外するめいかと併せて公示をし、許可の申請を受け付けます。

なお、この2件とも、毎年県外船に出す許可ということで、これまでと同様に有効期間は1年にします。許可を申請する期間については、他県から提出してくる申請なので、2月1日から3月31日まで申請を受け付けることにしています。

続きまして、4ページ目には、資料3-3小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）の取扱方針と3-4小型定置網漁業（七尾南湾）の取扱方針に規定している内容を公示しています。詳細については、許可方針を併せて見ていただければと思います。

まず、小型底びき網（貝けた網）の制限措置につきましては、3月1日からの許可になりますけれども、加賀から高浜までの許可になります。こちらについては、今回、更新をするにあたって、支所に聞き取りを行い、許可の隻数は0から11隻までに定めており、漁業を営む者については、市町内に住所を有する者又は漁船を有する者として定めています。

また、小型定置網漁業（七尾南湾）につきましては1隻を定めています。

許可期間は、小型底びき網（貝けた網）については5年になりますが小型定置網（七尾南湾）については、港湾区域との毎年の協議があり、1年許可としております。

先月のごち網の許可の時にも説明しましたが、今回、小型底びき網（貝けた網）に公示の件数が0件となっているものがありますが、許可を出さないのではなく、現状で貝けたの許可を持って操業するという方がいないということで、遊休許可がありますので、貝が漁獲できそうな時に操業したいという方がいれば、海区にお諮りして許可するという運用になります。あくまで、更新後、操業する方の隻数となっています。

以上、一括しまして、資料-2の制限措置の内容、資料3-1から3-4許可等の取扱方針の説明になります。

ご審議の程、お願いします。

伊 藤 会 長

はい。ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長

質問等、無いようですので、②制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長

また、③許可等の取扱方針の制定については、この内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長

はい。それでは、この内容を了承します。

では次に、議題2の「遊休許可制度の漁業法改正への対応」について水産課から説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師

それでは、資料-4の「遊休許可制度の漁業法改正への対応について」をご覧ください。17ページと18ページの2ページになります。17ページには、先月の当委員会で説明しました遊休許可制度についての課題、18ページには対応案を記載してあり、17ページのほうから説明をしていきます。

まずは現状についてですが、平成18年度から運用を開始してお

ります遊休許可制度は、一旦、受給した許可を廃止すると、新規許可が困難なことから操業実態の無い許可を持ち続ける漁業者が増加し、許可申請の労力が増加、操業実態の把握が困難、許可が必要な者への承継が出来ないといった問題がございました。

そのため、漁協支所が許可枠を管理する制度を創設し、操業実態の無い許可は、漁協支所は県へ返納させるとともにその許可を管理することにより、新規許可や承継をしやすいように運用しております。

次の課題ですが、遊休許可制度における新規許可は随時許可申請して、許可を交付していましたが、漁業法の改正後は、遊休許可を含む新規許可は、海区委員会に諮問し、許可枠を公示してから許可申請となり、交付まで時間を要することになりました。

もう一つの課題は、漁業法改正に合わせた遊休許可枠の管理が必要となっております。参考までに許可件数については、現在、交付している許可は1,922件、遊休している許可は1,709件、合計3,631件です。

これらについて、先月の委員会でご指摘がありましたように、遊休許可制度については、改正された漁業法の制度に合った内容にすべきということで、昨年12月から1月に、県漁協支所に、実態等の調査及び意見を伺いまして、対応（案）を検討いたしました。

資料18ページをご覧ください。遊休許可の取り扱い（案）の図のほうを見ながら説明を聞いていただければと思います。

まず、許可の総件数については、先程説明いたしました遊休と現在交付している許可を併せた約3,600件を引き続き基本とします。全体の総数は変わらないなかで、運用として次のように取り扱いをしています。

遊休許可ですが、図の①と②にあるとおり2つに分けます。①については、現在、他漁業を操業中の者が、遊休の許可を対象魚種の出現等により新規許可申請して、即時に操業したい場合には、毎月開催される海区委員会に諮って時間がかかるので、この場合は、即時に許可が発給する手続きとすることについて、今回当委員会で了解を得たいと思っております。

次に②の枠数管理ですが、現在の遊休となっている許可のうち、いわゆる操業がない、漁船がないといった方については、こちらに区分し、その手続きは改正漁業法どおり、海区委員会で審議、公示、許可とします。

なお、この運用案について、浜回りをして各支所からご意見をお聞きしました。そもそも遊休許可からの新規許可は、年間、各支所でバラツキがありますけれども1～2件で総数としては20～30件で、その中には、魚がわいて直ぐに許可が欲しいという方がいる一方で、新しく船を用意し、漁具を揃え、遊休で預かっていた許可を使って新規に着業したいという方もいます。その方については、直近の海区委員会で審議する手続きを踏んで時間がかかっても問題はないということでした。

また、今後の進め方ですけれども、これまでの運用と変わるので再度、各支所を説明して回り、必要に応じて、支所職員だけでなく、漁業者にも説明したいと思っております。

なお、新しい運用については、今後、更新を迎えた許可から順次適用することとしますので、許可の更新の際には、事前に遊休許可の枠を当委員会で審議したいと思っております。

以上、遊休許可の漁業法改正への対応についての説明をいたしました。ご審議の程、お願いします。

伊藤会長 はい。ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

北橋委員 私も、ななか支所管内の方で、多少、許可の把握はしているのですけれども、遊休許可といいますか、全く使われていないもの、近年、操業をできないという許可も沢山あると思います。

例えば、サヨリの2艘曳とかは、10件以上にあるのに、実際に近年操業しているのは2組だけです。

そういうことで、支所とも綿密に連絡を取っていただいて、即、使われていないものをやりたい方に渡して、新しい後継者を育成していくような仕組みをお願いしたいと思っております。

伊藤会長 他にございますか。

中村明子委員 基本的な枠組みは、原則的なものと、直ぐに出せるものに分けるということですが、それについてはそれで良いと思っております。すけれども、原則的に運用するか、即時的に運用するかの要件は、既に操業しているかどうかというところで、分けていくという理解でよろしいのですか。

島田主任技師 はい。中村委員の言われたように、現在、漁船を持っており、何種類か漁業種類をもって操業している方は、名簿で管理し即時的に運用する手法で対応します。例えば、サヨリ曳きの場合、サヨリの資源状況が悪かったり、2艘曳であるために相手の都合が悪くてやれないといった場合に遊休としている許可があり、操業の用意が出来れば直ぐに許可を出すといった具合です。

もう一つは、船も廃船し、他漁業の操業もしていない方は、名簿での登録は無くなり、枠数に整理し、枠数から許可をする際は、海区に諮るという手続きになります。

以上の2つのパターンに分けていきたいと思っております。

中村明子委員 今日、この委員会です承すると、委員会としては事前了承を全体的に与えたという理解でよろしいでしょうか。

島田主任技師 次回以降の許可の更新時には遊休許可の件数を示す予定であり、それを見るとわかりやすいと思うのですけれども、例えば、制限措置の3、4ページの資料-2の許可を出す隻数が何隻と出ていますが、その隣に遊休の許可件数も併せて記載して、当委員会で事前に審議しておいて、その範囲の件数で許可しようと思っております。

中村明子委員 わかりました。そうすると、更新毎に事前承諾をするというイメージになるということですか。



島田主任技師

はい。そういうイメージです。

更新のタイミングで、中村委員が言われたような、船はあるが遊休にする方と船が無くて枠数になる方を整理した上で、その隻数をお示ししていきたいと思います。

中村明子委員

わかりました。

伊藤会長

要はスピード感をもって早くする。その中で、船の有る無しで分けるという2つだけですね。

島田主任技師

はい。そういうことです。

伊藤会長

皆さん、よろしいですか。  
他に何かご意見はございませんか。

[意見等無し]

伊藤会長

それでは、これ以上なければ、水産課の説明内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長

では、了承することとします。  
次に、議題3の「竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

19ページの資料5をご覧ください。

それでは、「竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示について」説明させていただきます。

内容は、二重線の四角中に記載のとおり「平成17年度から発動している委員会指示を延長するとともに、漁業法の改正に伴い所要の手続きを行う」ものです。

委員会指示の経緯は、平成17年8月23日に石川県漁業調整規則を改正し、遊漁者によるまき餌釣りを解禁すると同時に引き続き制限が必要な箇所について、委員会指示による制限を発動して、現在に至っているものです。

現在の委員会指示の内容を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第2号

石川県海面において、竿釣及び手釣により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成17年8月23日 石川海区漁業調整委員会 会長 川島 良一

1 次の(1)から(3)の区域内において、まき餌（こませ籠及びだんご釣りを含む。）の使用を禁止する。

(1)かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域

(2)コンクリート面造成したいわのり漁場

- (3) 舢倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域
- 2 次の区域内において、船釣りを禁止する。  
定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域
- 3 この指示の有効期間は、平成33年3月31日までとする。

なお、延長するにあたりまして、現状を県漁協の関係18支所にアンケート調査の実施と指導内容の確認をしておりますので、資料の20ページをご覧ください。

まず、県漁協関係18支所へのアンケートの結果です。

延長に係る意向調査の結果、延長につきましては、全ての支所が希望をしております。

また、取締船による指導等の有無について、まき餌の使用禁止については、穴水支所、七尾西湾出張所で、かき棚の周囲における指導がありました。なお、前回の調査で報告のありました富来湾出張所のいわのり漁場におけるまき餌の指導はありませんでした。

また、定置網の周囲200m以内の区域での船釣り禁止については、外浦地区においては、指導がありませんでしたが、内浦地区においては、すず支所、能都支所、穴水支所、ななか支所及び佐々波支所から指導の報告がありました。

次に、県の漁業取締船「てどり」は、外浦海域において元年度は該当がなしで、2年度は8月に1件、定置網（美川）付近で遊漁船に指導をしております。また、「ほうだつ」は、内浦海域において元年度の5～10月に10件、2年度の6～12月に7件、定置網付近の遊漁船15隻と漁船2隻に指導しております。

以上が、調査結果の概要になります。

最後に、21ページに委員会指示の（案）を示しております。

指示につきましては、漁業法の改正に伴う条ずれを直し、新しく伊藤会長名で出したいと考えております。また、現在の指示が本年の3月31日までとなっておりますので、指示期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までと考えております。

それでは、発動する委員会指示の内容を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第3号

石川県海面において、竿釣及び手釣により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年 月 日 石川海区漁業調整委員会 会長 伊藤 松雄

- 1 次の(1)から(3)の区域内において、まき餌（こませ籠及びだんご釣りを含む。）の使用を禁止する。
  - (1)かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域
  - (2)コンクリート面造成したいわのり漁場
  - (3)舢倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域
- 2 次の区域内において、船釣りを禁止する。

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域  
3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

委員会指示の延長が決定されれば、これまでと同様に、金沢及び七尾海上保安部、県漁業取締船てどり・ほうだつ、また、関係団体である石川県漁協、石川県小型船安全協会、石川県釣り団体協議会を通じて周知してまいりたいと思います。

以上です。ご審議の程、お願いします。

伊藤会長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

北橋委員 はい。まず、支所の組合員がそういった釣りを止めさせる指導が大切だと思います。

また、定置網の各部から200メートル離れなさいとなっておりますが、昭和の時代は、各部から300メートル離れるようにとの申し合わせがありまして、その中に入ると皆で注意して操業の支障とならないようにしてきたと記憶しております。

なお、最近では船名不明（いわゆる「所有者不明」。以下同じ）の船が七尾では見られまして、そのような船が土・日曜日になると、定置の付近で釣りをするといったことがあります。

ですから、船名不明の船を漁協の組合員が確認して、支所に報告することが大切だと思います。

七尾火力発電所の近くには、沢山の船がいますが、釣りクラブがあるのかどうかのかわかりませんが、昔は年に何回か話し合いをしてきたこともあったのですが、取締機関の方にはご苦労さまですけれども、今後も指導して行ってほしいと思います。

大内局次長 取締船の方では、北橋委員の言われるような船名不明という船がおりまして、遊漁船は特に多くて、内浦海域では元年では3隻、2年では8隻が船名不明となっております。

このような船名不明の船が2回も3回も同じ指導を受けて、定置網の操業の支障とならないように、関係する支所とも十分に連絡を取らせていただきながら、今後も指導していただきたいと思えます。

伊藤会長 要するに、北橋委員の言われるような船名不明の船は、輪島にもあります。舢倉島にも30～40隻はあります。それを何とかしてほしいというのが北橋委員の意見だと思います。

他に何かご意見はございませんか。

[意見等無し]

伊藤会長 それでは、他になければ、委員会指示を発動することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長

それでは、案のとおり委員会指示を発動することとします。  
では次に、議題4「12月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

沢 田 課 長 補 佐

水産課の沢田です。それでは、資料-6の12月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。

[資料-6に基づき説明]

伊 藤 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長

それでは、「その他」で何かございますか。

志 幸 委 員

今日は遊休許可の件で意見がありました。対応はスピーディーに行っていたと思います。

石川県の許可件数については、私が始めの頃は5千件程があったわけ。その中で遊休許可の問題に取り組んできたわけ。

遊休許可の対応については、島田さんの言われるとおりではありますが、もう少し抹消したりして、定置網（免許）と同じように整理して、海を空けて資源管理型の漁業にしていきたいと思います。

何しろ漁業者は、現在、低所得です。高度成長の時には、マグロ船に乗ったりして、所得が他の産業からみれば高かったわけですが、現在の漁業者の所得は、他の産業の平均的な所得である400万円には全く至っておりません。

そういった実情を踏まえて、許可の問題も見直していただいて、船を持ったら、他の産業に負けないような漁業にしていきたいと思います。

そういった方向性でやっていく必要があるのではないかと思います。所得を上げて、漁業者を育成してほしいと思います。

北 橋 委 員

最近、魚価というものが、年末年始が過ぎてから下がっております。ですから、政府にも漁業者に何らかの形で支援していただきたいと思います。

志 幸 委 員

漁業者の方は、直ぐに支援していただきたいと言われますが、これは漁業者の甘えであると思います。

漁業者は、沖でどうやって稼ぐかということを考えていかななくてはなりません。

水産業もびっくりするほど予算が付いております。

積み立てプラスだってあるわけですから。なぜ、あのようなものを有効利用しないのかと。

水産業もすごい補助金が出されております。

武 田 次 長

少し説明させていただきますと、漁業者の所得は、漁業共済を活用した制度ということで漁業収入安定制度というものを大きな柱として実施させていただいております。

私も、その担当部署にありましたけれども、水産庁としてはこの漁業収入安定制度が、漁業者の経営対策の主眼であると位置付けておりまして、今回、コロナの影響で漁業者の収入が下がったということで、かなり大掛かりな予算、予備費とか補正等も合わせて900億円位の予算政府案になっていると聞いておりますので、そういうものを是非活用していただきたいと思います。

まだ、県内では多くの漁業者が入っているのですが、一部で入っていない方もいますので、そちらの加入も図っていきたくと考えております。

伊 藤 会 長

よろしいですか。他に何かありますか。

島 田 主 任 技 師

改正漁業法の話がありましたので補足しますと、今回の改正漁業法は志幸委員が言われましたように、これまでの許可等の漁業の調整上の内容から大きく切り替わり、資源管理が柱となっています。また、所得向上、いわゆる水産業の成長産業化も大きな柱のひとつとなっています。

許可制度の運用ということでもありますけれど、残っている方が、今後、長い将来、限りある資源を長く使う、あるいは、所得を上げていくというための資源管理ということで、許可の出し方、そういったものについては、これまで以上に緊密に漁協支所なりと連携をとりながら、良い運用にしていきたいと思っております。

伊 藤 会 長

はい。皆さんいいですか。他に何かありませんか。

[意見等無し]

伊 藤 会 長

それでは、事務局からありますか。

大 内 局 次 長

次回は、2月19日（金）、13時30分から県庁の会議室11階1109会議室で開催したいと思います。

福 嶋 局 長

来月の当委員会の開催についてですが、県から新型コロナの状況を踏まえて警報が出ましたので、1ヶ月後の2月の状況をみまして、急遽、予定や場所を変えることもあろうかと思いますが、その際は、ご協力の方をお願い致します。

伊 藤 会 長

皆様、よろしいですか。

[全員了承]

伊 藤 会 長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。  
ご苦労さまでした。

|

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_